

徳島県告示第四百十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和五年四月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 富田製薬株式会社

住 所 鳴門市瀬戸町明神字丸山八五番地一

代表者 代表取締役 富田純弘

2 工場又は事業場

名 称 富田製薬株式会社 本社工場

所在地 鳴門市瀬戸町明神字丸山八五番地一

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十七号口に規定するろ過施設及び同号ホに規定する廃ガス洗浄施設

4 変更の概要

特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法並びに排水の汚染状態及び量の変更
変更しようとする事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、

徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和五年四月七日から

令和五年四月二十八日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及び鳴門市環境共生部環境政策課